

完全民間委託による一般廃棄物処理体制の構築に係る サウンディング調査（対話）実施要領

1 調査の目的

近年、急速な人口減少に加え、ごみの3Rの推進による効果もあり、今後はごみ排出量の大幅な減少が見込まれていることから、大館市、鹿角市及び小坂町（以下「大館市等」という。）は、県が令和3年9月に策定した「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、「大館市・鹿角広域行政組合ブロックごみ処理適正化協議会」を設置しました。

協議会では、将来にわたり持続可能なごみの適正処理を確保していくための中長期的な視点での安定的、効率的な廃棄物処理体制の構築を目指し、あらゆる可能性を排除せずに検討することとしておりますが、その一つとして民間施設の活用があげられます。

このことから、一般廃棄物処理完全民間委託について、民間事業者から広く意見や提案を求め、「対話」を通じて民間事業者の意向等を把握することを目的として、本サウンディング調査を実施するものです。

2 調査の概要

（1）前提条件

大館市等をひとつのブロックとする新たな処理体制の下、民間事業者に一般廃棄物の処理（中間処理、最終処分）を完全委託すると仮定した場合の前提条件は以下のとおりです。

項目	令和14年度集約（ケース1）	令和22年度集約（ケース2）
一般廃棄物排出量	23,306 t/年 88 t/日	20,778 t/年 79 t/日
その他	・収集運搬は従前どおり各市町が委託 ・施設の建設用地は民間又は自治体が調達	

項目				R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	～	R31
ケース1	既存施設	大館CC	現B00契約																		
		環境衛生C																			
	広域ごみ処理への移行																				
ケース2	既存施設	大館CC	現B00契約																		
		外部委託																			
	環境衛生C																				
	広域ごみ処理への移行																				

(2) 対話（提案）を求める内容

以下の項目について対話（提案）を求めます。

ア 民間の既存施設を活用して一般廃棄物の処理を委託する場合

- ①施設の概要について
- ②受入れ可能な一般廃棄物の種類について
- ③一般廃棄物の受入れ可能量（t/年）について
- ④処理単価について
- ⑤受入れ条件等について
- ⑥その他

イ 民間が新たに建設する施設に一般廃棄物の処理を委託する場合

- ①建設用地について
- ②想定する処理方式、施設規模について
- ③処理対象物の種類、年間の処理量、処理フローについて
- ④資源循環やCO₂排出量の削減に資する処理方法の考えについて
（廃棄物のリサイクル、焼却灰の資源化、焼却以外の処理方法等）
- ⑤事業スキームについて（事業手法、事業期間等）
- ⑥想定する処理単価について
- ⑦災害時の廃棄物処理体制（バックアップ体制）について
- ⑧事業継続体制（バックアップ体制）について
- ⑨事業スケジュールについて
- ⑩事業実施にあたり、行政に期待すること、課題等について
- ⑪その他

3 参加対象者

大館市等の新たな一般廃棄物処理体制の構築に意欲を有する法人又は法人のグループで、次に掲げる要件すべてを満たす者とします。

- ①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ②破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- ③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律

第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) の統制の下にある団体でないこと。

④廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号及び同法第 14 条第 5 項第 2 号に定める欠格要件に該当しないこと。

⑤大館市等に納付すべき市税又は町税の滞納がない者であること。

4 スケジュール

参加申込み (エントリーシート) 受付期間	令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) から 令和 7 年 8 月 1 2 日 (火) まで
提案書提出期間	令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) から 令和 7 年 8 月 1 8 日 (月) まで
質問受付期間	令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) から 令和 7 年 8 月 5 日 (火) まで
質問への回答	令和 7 年 8 月 7 日 (木)
対話の実施	令和 7 年 8 月 1 9 日 (火) から 令和 7 年 8 月 2 2 日 (金) まで
サウンディング結果の公表	令和 7 年 1 0 月上旬

5 参加申込み方法

(1) 参加申込み

様式 1 「エントリーシート」に必要事項を記入し、件名を「【サウンディング調査】参加申込み (事業者名)」として、電子メールにて申込みください。

① 参加申込み受付期間

令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) ~ 令和 7 年 8 月 1 2 日 (火)

② 申込み先

「7 申込み・問合せ先」のとおり

(2) 提案書提出

可能な範囲で提案書 (様式任意、A 4 サイズで縦横自由) を作成し、件名を「【サウンディング調査】提案書 (事業者名)」として、電子メールにて提出ください。

① 提案書提出期間

令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) ~ 令和 7 年 8 月 1 8 日 (月)

(3) 質問受付及び回答

① 質問受付期間

令和 7 年 7 月 2 8 日 (月) ~ 令和 7 年 8 月 5 日 (火)

② 質問方法

様式2「質問票」に質疑内容を記入し、件名を「【サウンディング調査】質問票（事業者名）」として、「6 申込み・問合せ先」に電子メールにて提出してください。

③回答時期・方法

令和7年8月 7日（木）に大館市等ウェブサイトに掲載します。

※応募に関係がない質問などにはお答えできない場合があります。

（4）対話の実施

①実施日

令和7年8月19日（火）～22日（金）

（10時から17時のうち1～2時間程度）

②場所

大館市役所庁舎内（秋田県大館市字中城20番地）

③その他

- ・対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。対話の日時は、エントリーシート及び提案書の受領後に事務局から参加事業者の担当者宛にE-mailでご連絡します。
- ・対話に出席する人数は、1グループ5人以内としてください。
- ・対話は、あらかじめご提出いただいた提案書を投影して実施します。投影データおよびパソコンは参加事業者でご用意ください。投影にあたってはHDMI接続が必要となります。

（5）結果の公表

- ・サウンディングの実施結果については、概要を10月上旬に大館市等ウェブサイトで公表する予定です。
- ・参加事業者の名称は非公表とします。公表する概要については、参加事業者のノウハウに配慮し、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6 留意事項

（1）参加事業者の取扱い

- ・本調査への参加実績は、今後の事業者選定などにおける評価の対象とはなりません。

（2）費用負担

- ・本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

（3）追加調査への協力

- ・本調査終了後も、追加の対話やアンケート等へのご協力をお願いする場合があります。

7 申込み・問合せ先

大館市・鹿角広域行政組合ブロック

ごみ処理適正化協議会連絡調整会議事務局

大館市市民部環境課環境保全係 担当：泉・石戸谷

電 話 0186-43-7048

電子メール ka.kanri@city.odate.lg.jp